



介護分野に関する規制緩和を提言 ～公正取引委員会、競争促す～

◆公正取引委員会は5日、介護分野における活発な競争を促進すべく、株式会社などの新規参入に対する環境整備や税制、補助制度の見直しを求める報告書を示しました。

報告書では、①多様な事業者の新規参入、②公平な競争条件、③事業者による創意工夫の発揮、④利用者の適切な選択、の4項目を検討課題に挙げ、これらの規制を緩和することで介護の受け皿の増加や質の向上、事業者の採算性向上が期待できるとしています。

報告書は、事前に社福や株式会社などへの調査や意見交換会が行われた結果に基づいて作成されました。そのうち特養の運営に関して社福に行ったアンケートでは、回答者の約8割が株式会社の参入に反対する意見を示す一方、株式会社へのアンケートでは、新規参入を認めるべき(14.5%)、条件付きで認めるべき(60.9%)と、参入に積極的な意見が多数を占める結果となりました。

社会医療法人など一部に限り参入を認める意見や、低所得者の入所を守るのであれば新規参入者にも社福と同じ条件を課して参入を認めればよい、などといった様々な意見も挙がっています。

具体的な提言は右上の通りですが、参入規制の撤廃や社福への優遇見直しなど、全体を通して規制緩和を求める内容となっており、同意委員会は今後政府の規制改革推進会議の議題にするよう求めていく方針です。

(参考：公正取引委員会HP)

＜提言の主な内容＞

- ◆参入促進
株式会社等の理由で参入を排除する合理性・必要性は乏しいため、医療法人、株式会社などが社福と対等に参入できることが望ましい。
- ◆イコールフットイングの確保
税制上の優遇は株式会社などとの差を狭める方向で見直し、特養への施設整備に対する補助は公益を果たすために必要な範囲で行われるべき。
- ◆事業者の創意工夫に向けた整備
保険内・保険外サービスの混合介護を弾力化すべき。
- ◆情報公開・第三者評価の充実
利用者が入手しやすい方法によって更なる情報公開を期待するほか、第三者評価の対象を広げ、受審促進に向けた施策を講じるべき。

介護の倒産、過去最多を上回るペース ～新規、小規模事業所目立つ～

◆東京商工リサーチは7日に、「老人福祉・介護事業」(以下「事業所」という。)の倒産状況を公表しました。今年の1月～8月までの倒産件数が前年同期と比べて大幅に増える結果が明らかになり、このままのペースでいくと年間の集計で最多となった昨年の倒産件数(76件)を更新するのではないかと懸念されています。

倒産件数は62件(前年同期55件)に達し、負債総額は69億9,700万円(同億2,300万円)といずれも前年同期より増加しています。また、倒産の内訳を見ると「通所・短期入所介護事業」が最多の28件(同23件)、「訪問介護事業」が25件(同21件)などとなっています。

倒産した事業所のうち、2011年以降に設立された事業所が29件(構成比46.7%)のほか、負債5千万円未満が44件(同70.9%)と比較的新規で小規模事業所の倒産が大半を占めていますが、負債10億円以上の倒産が2件(前年同期0件)発生するなど、事業所の規模に広がりが出ているといった指摘もされています。

人手不足や介護報酬の改定が経営に影響しているほか、安易に起業してしまったケースや、本業の不振を補うため異業種から参入した事業者など、ノウハウ不足が原因で倒産に陥る傾向が見られるため、高齢化で利用者の増加が今後予想されるなか、サービスの在り方や質の向上が事業を継続していく上で重要であることが伺えます。

(参考：東京商工リサーチHP)

地区別の倒産件数 (1月～8月/単位：件)

地区	2016年	2015年
関東	23	14
近畿	12	16
九州	9	8
東北	6	2
中部	6	7
中国	3	0
北海道	1	4
四国	1	3
北陸	1	1

障害者の受入拡充検討 ～障害福祉事業所などに新基準～

◆障害者、高齢者が障害福祉サービスと介護保険のどちらの事業所でもサービスを受けられるようにするため、厚労省が事業所の指定基準を見直す方針であることが明らかになりました。

現在の制度では、障害者が65歳を迎えると介護保険の適用が優先されるため、障害福祉事業所からサービスを受けられなくなります。また、障害福祉事業所より介護事業所の方が指定基準が厳しく、障害福祉事業所が、指定を受けていない介護保険サービスを提供できないといった事情もあります。

こうした点を改善するため、障害福祉サービスと介護保険に共通する、通所、訪問、短期入所サービスに「共生型サービス」を新設して基準を満たした事業所に両方の指定を認める方針です。

指定基準は今後審議会で議論し、2018年度の導入を目指す方針ですが、障害者にとっては利用し慣れた事業所を継続利用でき、事業所にとっては利用者の幅が広がることで、定員の空きを解消できるなどの利点があるとされています。

一方、障害者と高齢者では求められる介助の方法が異なる場合もあるため、対応できる人材や事業所がどこまで出てくるかが課題といった指摘もされています。

(参考：朝日新聞/毎日新聞ウェブ)